

平成 28 年度第 3 回長野県契約審議会次第

日時 平成 28 年 (2016 年) 11 月 7 日 (月)

13 時 30 分から 16 時 00 分

場所 ホテル信濃路 信濃

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見について

イ 同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち一定規模未満の工事について要件を緩和する取組について (取組番号 51)

ウ 技術的難度の高い特殊な橋梁工事における特定建設工事共同企業体 (JV) の導入について

エ 建設工事における品質の確保等を図るための取組について (取組番号 17 関連)

(2) 報告事項

ア 配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入について

イ 建設工事等のくじ引き発生状況等について

ウ 総合評価落札方式の評価項目の見直しについて①②

4 その他

5 閉 会

資料一覧表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見について ・ ・ 資料1 (P 1)
- イ 同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち一定規模未満の工事について要件を緩和する取組について ・ ・ 資料2 (P 2)
- ウ 技術的難度の高い特殊な橋梁工事における特定建設工事共同企業体（JV）の導入について ・ ・ 資料3 (P 3)
- エ 建設工事における品質の確保等を図るための取組について ・ ・ 資料4 (P 5)

報告事項

- ア 配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入について ・ ・ 資料5 (P 8)
- イ 建設工事等のくじ引き発生状況等について ・ ・ 資料6 (P11)
- ウ 総合評価落札方式の評価項目の見直しについて①② ・ ・ 資料7 (P16)

長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす い みつ あき 碓 井 光 明	明治大学法科大学院教授	出 席
おお くぼ く み こ 大 窪 久 美 子	信州大学農学部教授	出 席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出 席
お ざわ よし のり 小 澤 吉 則	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	出 席
くら たに しん いち 藏 谷 伸 一	長野県建設業協会会長	出 席
こ ばやし ただし 小 林 正	弁護士	出 席
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学経済学部教授	
の もと ひろ ゆき 野 本 博 之	公認会計士	
はら やま ひさみ 原 山 ひさみ	中小企業診断士	
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	出 席
ゆ も と かずまさ 湯 本 和 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出 席
よし の よう いち 吉 野 洋 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出 席

（9 名出席予定）

（任期 3 年、平成 29 年 7 月 14 日まで）

前回審議会の主な意見 [平成28年度第2回審議会(9月8日)]

資料1

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
前回審議会の主な意見について	—	吉野委員	建設工事の入札参加資格の新客観点数について、名称を変えられないのなら、副題として、「長野県評価点数」という文言をつけて、わかりやすくできないか。	ご意見を参考とし、わかりやすい周知を図ってまいります。
		奥原委員	取組番号75の適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式の試行について、試行は始まっているのか、中間報告はどの段階で行われるのか、試行の検証は年度内に行われるのか、スケジュール感を伺いたい。	試行する案件については、順次公告予定であり、その状況については審議会に報告してまいります。
平成29・30年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について	—	吉野委員	加点項目の追加・拡充のうち、「更生保護の協力雇用主」への登録について、パブリックコメントで追加の要望があった項目を追加するにあたっては、改めてパブリックコメントを行わなくても良いのか。	今回の「更生保護の協力雇用主」への登録については、新たなパブリックコメントは行いませんが、十分な周知を図ってまいります。
		碓井会長	パブリックコメントの内容を取り入れた場合には、改めてパブリックコメントを行う必要が生じるとすると、パブリックコメントがずっと続く可能性がある。この取扱いについては、課題として記録に残しておく必要がある。	
		碓井会長	本件については、森林整備事業の資料に係る文言等を精査し、整合をとるという条件付で、了承する。	森林整備事業については、修正の上、周知します。
県の入札等の実施状況について	3	藏谷委員	昨年度と比べ、4、5、6月の工事の発注量が減り、同額による入札及びくじ引きによる落札者の決定が多いという実感がある。くじ引きになってしまう落札者の決定は入札制度として疑問を感じる。	今年度4、5、6月の同額入札によるくじ引きの実施率は30%で、昨年度1年間の実施率22%を上回っております。くじ引きについては、地方自治法に規定されている制度ではありますが、その解消を図るため、くじ引きの率が低くなる総合評価落札方式を積極的に活用していきたいと考えています。
		西村委員	総合評価落札方式による逆転件数率は、他の都道府県の率等とどのように関係しているか、また、失格基準価格の上昇傾向と逆転件数率はどの程度相関しているか、10年程のトレンドを調べ、今後お示し願いたい。	今後、審議会でご報告してまいります。
		原山委員	建設工事について、平成27年度1,789件の契約があったようだが、例えば何件も受注した相手方も1者として数えた場合、受注した相手方は何者か。何件もくじ引きにより受注した業者があるとするれば、近々にくじ引きに当たった業者を排除した上でくじ引きを行うといった配慮を行っても良いと思うが、いかがか。	受注した企業の実数については、資料6で情報提供させていただきます。くじ引きについては、地方自治法上同額だった場合はくじ引きを行い、決定することとなり、その中で競わせる制度にはなっていないことがひとつの課題だと思っております。くじ引きがなぜ悪いのかを整理しなければ、くじ引きを減らしたほうが良いというところに持っていけないというのが一番の悩みであります。
		碓井会長	県においてもくじ引きによる落札者決定について、疑問があるようなので、制度的に検討してみたい。	事案等を整理し、研究してまいります。
企業局における新たな発注方法の取組(配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入)について	18	西村委員	配水池等不断水清掃における最低制限価格制度を導入しない場合、どのような支障があるのか。	近年、落札率が非常に低く、適正な利潤が確保できないような契約の状況が見受けられるため、適正な履行が通常見込まれない金額での契約の防止を図るため、導入が必要と考えます。
		吉野委員	最低制限価格制度等の導入・拡大を取組番号18として方針に定めたが、その対象にどのような契約をいれてもよいというわけではないと思う。	最低制限価格の導入、拡大につきましては、「その他の契約」の中でも、予定価格の算出に労務費の積み上げが含まれ、落札額により人件費に影響が及びやすい業務を導入の対象と考えています。まずは、清掃、警備業務の一般競争入札を対象として導入し、賃金実態調査も行いながら動向を検証していきます。
平成27年度週休2日を確保するモデル工事について	-	原山委員	建設工事については、品質確保の点が最終的に担保できない状況があるが、清掃や印刷については、品質が確保されているかどうかは明確にわかる。そういう意味で、これらの契約については、最低制限価格制度等を導入する場合においても、建設工事に比べ、競争性の確保により留意すべきではないか。ただ、本件のように根拠なく低入札を行う事例が見られる場合については、低入札価格調査制度を導入し、調査を行った方がよいのではないか。	委員の皆さんのご指摘も踏まえ、検討いたしました結果を資料5でご報告いたします。
		原山委員	中間報告ではあるが、アンケート結果を見ると労働者は週休2日と言わず働き、給料を確保したいということが見受けられるが、現在のところどのような結論が導き出せそうか。	中間報告であるため、全体を取りまとめた上で結論をまとめてまいります。作業員の方に対しては、まだまだ週休2日の理解が得られていないと考えられることから、何らかの対策が必要と考えております。

注 網かけ部分は、前回審議会での説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち一定規模未満の工事について要件を緩和する

[取組番号 51]

1 目的

一定規模未満の専門性の高い工事において、入札参加要件としての同種工事の実績を緩和し、意欲ある中小企業の受注機会を確保する。

2 現状と課題

専門性の高い工事では、工事の適正な履行と品質を確保するため、同種工事の実績を入札参加要件としている。

このため、受注意欲はあるが実績のない中小企業は、入札に参加できない状況。

3 取組内容

一定規模未満の法面防災工事では、入札参加要件として同種工事の実績を求めない。（特殊工事を除く）

[現行]

同種工事実績を求める事例

- 橋梁新設・補修工事
- トンネル工事
- 特殊舗装工事
- 地すべり防止工事
- 砂防堰堤工事
- 法面防災工事
（吹付工、吹付砕工等）

[緩和対象]

工事区分 : とび・土工・コンクリート

予定価格 : 700 万円未満

技術者資格 : 1 級土木施工管理技士
又はそれと同等の資格者配置

同種工事の実績『不要』

4 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件に適用（該当工事 約 20 箇所）

技術的難度の高い特殊な橋梁工事における特定建設工事 共同企業体（JV）の導入について

1 目的

県内企業の施工実績が極めて少なく、技術的難度の高い構造形式、架設工法の橋梁工事が今後予定されている。

技術力向上と維持管理の担い手確保の観点から、特定 JV を導入し、県内企業の受注機会の確保を図る。

2 経緯

～H14 大規模で難易度の高い工事（トンネル、橋梁、ダム等）に特定 JV を導入

H15 特定 JV を原則廃止（「長野県公共工事入札等適正化委員会」答申）

H21 WTO 案件で特定 JV を導入

〔 H21 浅川ダム
H23 小道木トンネル

H25 トンネル工事※に特定 JV を導入 ※300m超又は技術的難度の高いもの

3 現状

県内企業の施工実績（過去 15 年間）

(1) アーチ橋（構造形式）	施工実績 11 橋中 2 橋
(2) ケーブルエレクション架設（架設工法）	施工実績 8 橋中 1 橋

4 取組内容

構造形式や架設方法など、県内企業に施工実績が少ない特殊な橋梁工事において、県内企業を含めた特定 JV 方式を導入

なお、発注にあっては技術提案の評価を重視する入札方法を検討

5 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件に適用

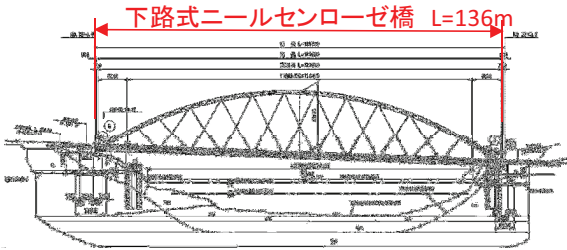
特殊橋梁工事

1 位置図



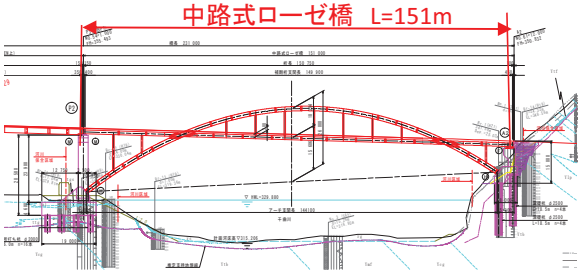
中路式ローゼ橋 (主)乗鞍岳線 前川渡大橋

2 概要図



①新山清路橋 (仮称)

路線名： (主)大町麻績インター千曲線
 形式： 下路式ニールセンローゼ橋
 橋長： 136 m
 発注予定： 平成29年度



②笠倉壁田橋 (仮称)

路線名： (一)豊田中野線
 形式： 中路式ローゼ橋
 橋長： 151 m
 発注予定： 平成31年度

3 ケーブルエレクション工法による架設



特殊橋梁工事(例:ケーブルエレクション工法による橋梁架設)

建設工事における品質の確保等を図るための取組について

[取組番号 17 関連]

1 目的

低入札価格による受注工事において、適正な工事の履行を確保することによって、品質の低下を防止する。併せて、下請企業を含む労働者への適正な労働賃金の支払を確保する。

2 現状と課題

- 予定価格に対して 90%未満（2億円以上は 85%未満）で落札した者に対して、契約締結後及び竣工時において、適正な履行の確保とその結果を確認するため「契約後確認調査（書面調査）」を実施。
- 平成 27 年度と同調査対象者は約 4%の状況。
- 書面調査の結果、不適切な見積りによる赤字受注は見受けられない。一方、調査に該当しない案件に比べ、工事成績点（品質）が低い状況。

3 取組内容等

【対象工事】

- ① 予定価格 100 万円から 2 億円未満の工事 予定価格の 90%未満
- ② 2 億円以上 WTO 適用基準未満の工事 予定価格の 85%未満

【取組内容 1】（品質の確保）

- ① 建設工事 3,500 万円以上、建築一式工事 7,000 万円以上
主任（監理）技術者と同等の要件（入札参加の基本要件）を満たす技術者を専任で別途配置（現場代理人との兼務不可）
- ② 建設工事 3,500 万円未満、建築一式工事 7,000 万円未満
主任技術者を専任で配置

【取組内容 2】（下請けを含む適正な労働賃金の確保）

現行の契約後確認調査に加え、法定福利費などを計上した「標準見積書」の提出（2次以降を含む全ての下請企業を対象）

【その他】

落札候補者の辞退は可能（但し、1 年間に 2 回対象となった場合は入札参加制限）

5 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件に適用

建設工事の契約後確認調査について（現行）

1 実施の目的

調査基準価格を下回る価格（低入札）で入札が行われた場合、契約時及び竣工時において、適正な履行の確保とその結果を確認するため、「契約後確認調査」を実施している。

2 工事の調査基準価格

1) 受注希望型競争入札による建設工事に適用する。

①100 万円超～2 億円未満・・・・・・・・・・ 予定価格の 90.0%
（失格基準価格：87.5%～92.5%）

②2 億円以上～24 億円 7 千万（WTO 案件）未満・・・ 予定価格の 85.0%
（失格基準価格：82.5%～87.5%）

3 提出書類及び確認内容

1) 契約締結後 10 日以内及び竣工時までにより下記書類を提出させる。

- ①積算内訳書、明細書
- ②労務者単価、人員配置計画
- ③手持ち資材の数量・単価
- ④購入資材の数量・単価
- ⑤手持ち機械の台数・単価 等

2) 契約時と竣工時の内訳書により、労務者単価、配置計画等による下請へのしわ寄せの有無、当該工事の黒字又は赤字の確認を行なう。

4 不提出等に対する措置

1) 労務費への不当なしわ寄せ、あるいは虚偽が確認された場合、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止または、工事成績評定の減点措置等を行う。

5 H27 契約後確認調査発生率

発生率 4.1%（全案件 1,789 件中 73 件）

工事現場における配置技術者

主任技術者

- 1 建設業法において、建設業の許可を受けている建設業者が請負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置くことが義務づけられています。
- 2 主任技術者の職務は、建設工事の施工に当たり、施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工사용資材等の品質管理を行います。また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理、労務管理等も行います。こうした業務を実施することによって工事の的確な施工を確保する重要な役割を果たすものです。

現場代理人（主任技術者との兼務可）

- 1 公共工事請負契約約款によって、受注者は、現場代理人を設置しなければならないとされています。
- 2 現場代理人の職務は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場に常駐し、その運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人です。なお、工事現場毎に必ず選任する義務はありません。

配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入について

企業局水道事業課

取組方針

18 庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。

1 目的

県企業局の配水池等水道施設の不断水清掃業務の契約において、ダンピング受注を防止し、受注企業の適正な利潤の確保と担い手の中長期的な育成を図るため、適正な入札の確保を図る。

2 現状

○県企業局の不断水清掃業務の落札状況（平成 23 年度以降）

年 度	H23 (1)	H23 (2)	H23 (3)	H24	H25	H26		
予定価格(円)	976,500	1,365,000	1,575,000	2,226,000	2,047,500	1,328,400		
応札 状況 等	入札参加者数	3者	3者	3者	2者	6者	5者	
	内 訳	県内業者	1者 (A社)	1者 (A社)	2者 (A社,D社)	1者 (A社)	2者 (A社,E社)	2者 (A社,E社)
		県外業者	2者 (B社,C社)	2者 (B社,C社)	1者 (C社)	1者 (C社)	4者 (B社,C社,F社,G社)	3者 (B社,C社,H社)
	落札額(円)	240,450	366,450	1,018,500	367,500	183,750	75,600	
	落札率(%)	24.6	26.8	64.7	16.5	9.0	5.7	
落札者	B社(県外)	B社(県外)	C社(県外)	A社(県内)	B社(県外)	B社(県外)		

○他事業体の落札率の状況（平成 23 年度以降）

年 度	H23		H24		H25		H26		H27		H28		計		
随 契	発注件数(件)	2		2		2		3		0		2		11	
	落札者所在地	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
	90%以上	2		1		1		1	2			1	1	6	3
	80~90%														
	70~80%					1								1	
	60~70%			1										1	
	50~60%														
	40~50%														
	30~40%														
	20~30%														
10~20%															
10%未満															
入 札	発注件数(件)	2		4		3		4		4		3		20	
	落札者所在地	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
	90%以上	1		2		1		1		3		1		9	
	80~90%					1		1				2		4	
	70~80%														
	60~70%														
	50~60%														
	40~50%														
	30~40%														
	20~30%	1												1	
10~20%			1	1	1			2					2	3	
10%未満								1					1		

調査対象：県内全市及び水道企業団 20 事業体。（そのうち、平成 23 年度以降に潜水土による不断水清掃業務の実績があったのは 7 事業体（計 31 件））

3 見積価格の設定

県企業局が平成 26 年度に発注した不断水清掃業務の予定価格の積算にあたり、県建設部実施設計単価等に単価設定されていない項目について、前年度に当該業務に応札があった者（6 者）から見積りを徴した。

項目毎に 6 者の見積額の平均値を算出し、その平均値から 30%以上高いまたは低い見積額を除外したうえで、再度見積額の平均値を算出して、その平均値を用いて予定価格を積算している。

4 概要

配水池等水道施設の不断水清掃業務において、最低制限価格を設定するための基準を策定し、最低制限価格制度を導入する。

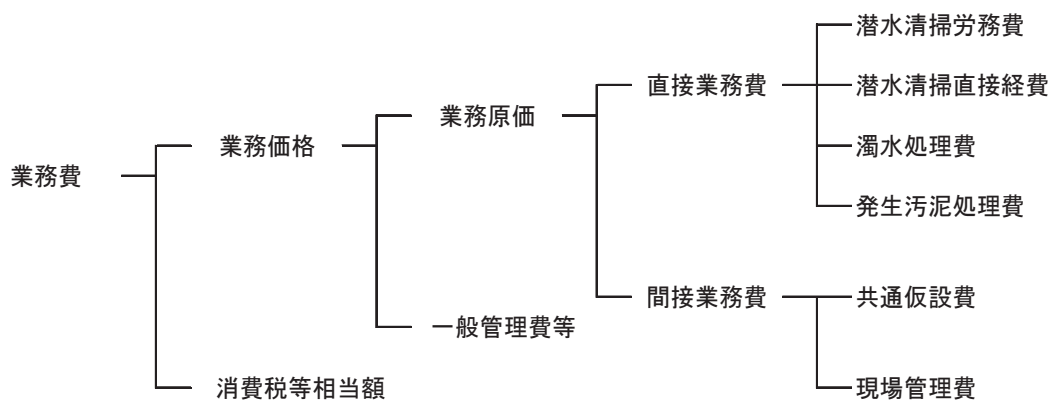
5 対象となる業務

入札による配水地等の潜水土清掃工法による不断水清掃業務

（配水地等の不断水清掃とは、全身を消毒した潜水土が配水池の水の中に入り、特殊な吸引用具を使用して底面に堆積した鉄分や砂等の堆積物を除去する作業。配水池からの水道水の配水を維持したまま、堆積物を巻き上げないように飲料となる水道水の中で行う特殊作業であり、厳しい衛生管理と高い技術が必要。）

6 予定価格等の算定方法

予定価格及び最低制限価格の設定は、次のとおりとする。



○ 予定価格の算定

- ・潜水清掃労務費は、県建設部実施設計単価を用いて算定する。
- ・潜水清掃直接経費は、県建設部実施設計単価及び見積価格により算定する。
- ・濁水処理費は、見積価格により算定する。
- ・発生汚泥処理費は、県建設部積算歩掛及び見積価格により算定する。
- ・諸経費等は、水道施設維持管理等業務委託積算要領案（（社）日本水道協会）に基づき算定する。

○ **最低制限価格の算定**

- ・最低制限価格の積算体系は、予定価格と同じとする。
- ・潜水清掃労務費、潜水清掃直接経費及び濁水処理費は、庁舎保守管理業務に係る最低制限価格算定基準の算出方法を参考として、実施設計の積算額にそれぞれ一定割合を乗じて低減し算定する。
- ・発生汚泥処理費は実施設計の積算額と同額とし、諸経費は予定価格の算定と同様の方法で積算する。

○ **最低制限価格の範囲**

上記により算定された金額が予定価格（税抜き）の10分の6に満たないとき、又は10分の8を超えるときは、最低制限価格（税抜き）は、それぞれ予定価格（税抜き）の10分の6又は10分の8とする。

7 適用時期

平成28年度の対象業務から実施する。

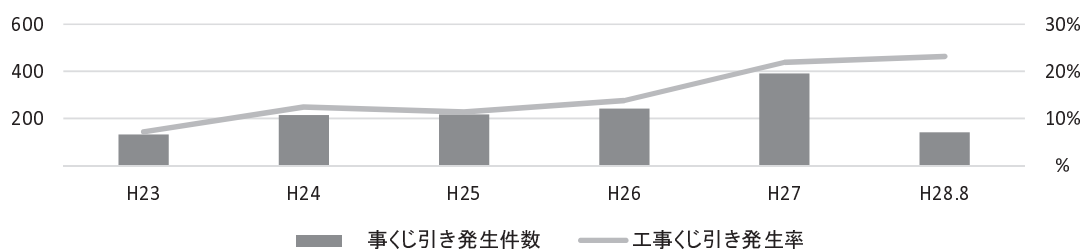
建設工事等のくじ引きの発生状況等について

建設工事等のくじ引き発生状況

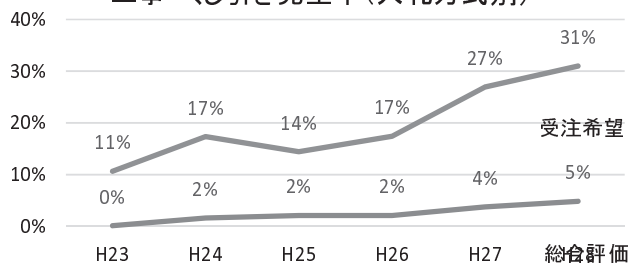
工事くじ引き発生状況

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28.8
工事契約件数	1850	1726	1903	1753	1789	613
工事くじ引き発生件数	133	215	217	242	392	142
工事くじ引き発生率	7%	12%	11%	14%	22%	23%

工事 くじ引き発生件数・くじ引き発生率(全体)



工事 くじ引き発生率(入札方式別)



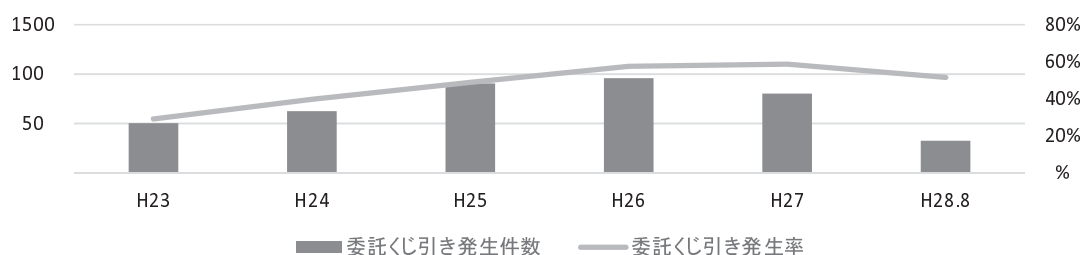
建設工事における、くじ引き発生率は、年々上昇傾向にある。

価格点と、価格以外の評価点を総合した評価点で評価する総合評価落札方式も上昇傾向にあるものの、受注希望型競争入札と比較すると、くじ引き発生率は低く、約1/6となっている。

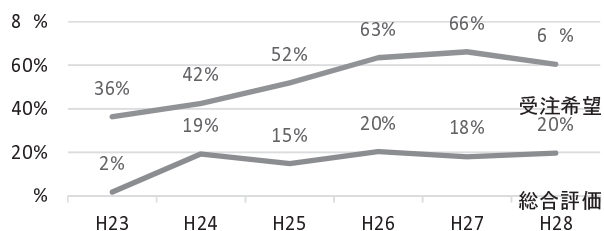
2 委託くじ引き発生状況

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28.8
委託契約件数	1732	1578	1861	1666	1370	626
委託くじ引き発生件数	503	624	906	958	803	322
委託くじ引き発生率	29%	40%	49%	58%	59%	51%

委託 くじ引き発生件数・くじ引き発生率(全体)



委託 くじ引き発生率(入札方式別)



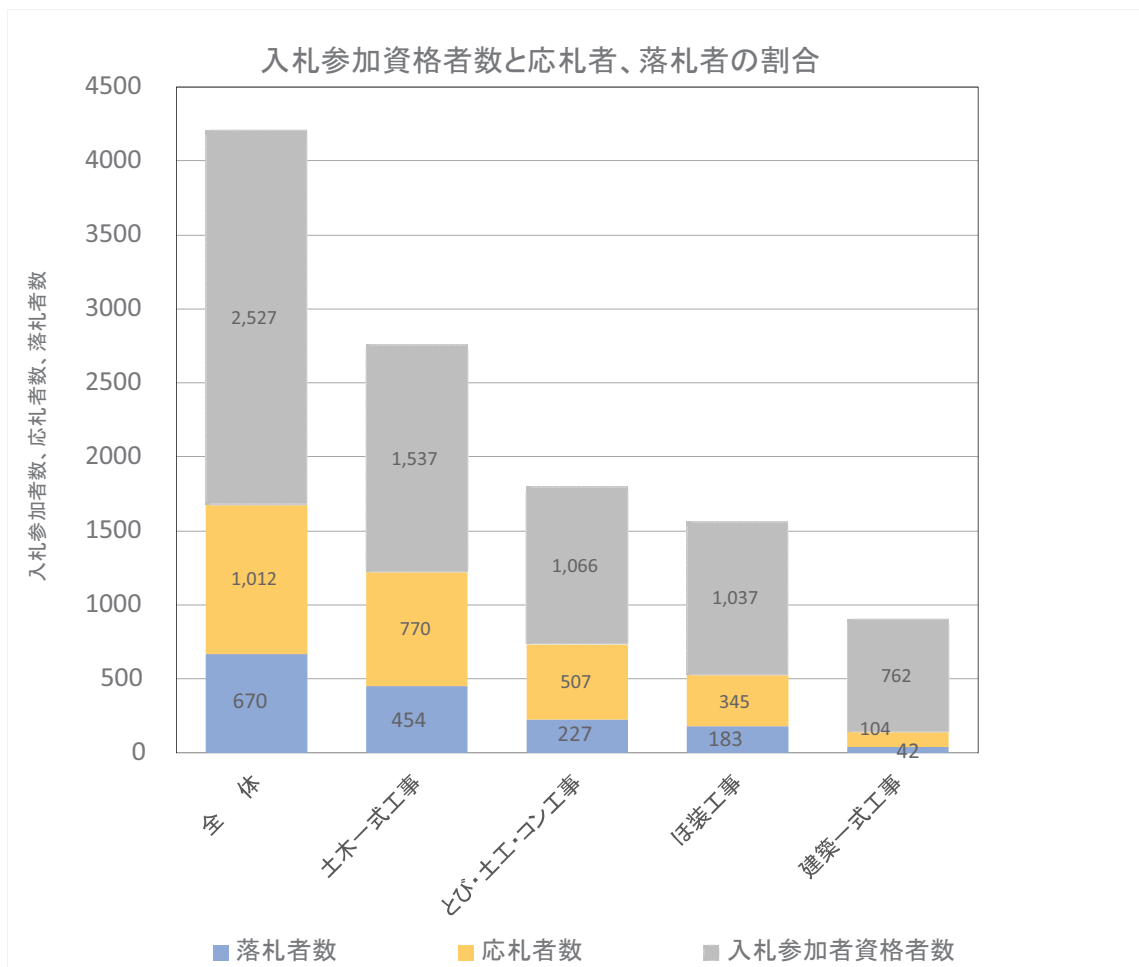
業務委託における、くじ引き発生率は、建設工事に比べると高い。

H23～H26は上昇傾向であったが、近年は横ばい若しくは下降傾向にある。

価格点と、価格以外の評価点を総合した評価点で評価する総合評価落札方式は、受注希望型競争入札と比較すると、くじ引き発生率は低く、約1/3となっている。

H27 建設工事・入札参加資格者数に対する応札者、落札者の割合

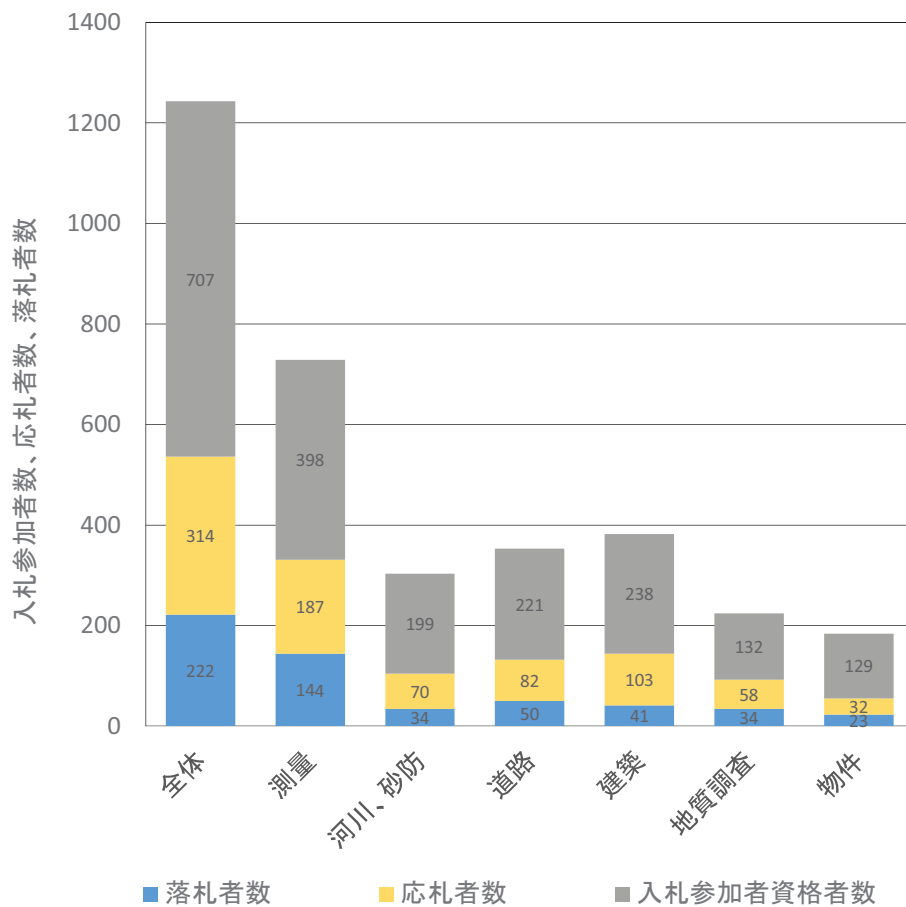
入札案件数①	全 体 1,789	主な業種			
		土木一式工事 757	とび・土工・コン工事 411	ほ装工事 337	建築一式工事 52
入札参加資格者数②	2,527	1,537	1,066	1,037	762
応札者数③	1,012	770	507	345	104
応札者割合 (③/②)	40.0%	50.1%	47.6%	33.3%	13.6%
落札者数④	670	454	227	183	42
落札者割合 (④/③)	66.2%	59.0%	44.8%	53.0%	40.4%
応札件数 (⑤)	20,344	9,009	5,039	4,647	275
平均応札件数 (⑤/③)	20.1	11.7	9.9	13.5	2.6
平均落札件数 (①/③)	1.8	1.0	0.8	1.0	0.5



H27 委託業務・入札参加資格者数に対する応札者、落札者の割合

	全体	測量	設計コンサルタント			地質調査	補償コンサルタント
			河川、砂防	道路	建築		物件
入札案件数①	1370	441	121	167	46	175	96
入札参加資格者数②	707	398	199	221	238	132	129
応札者数③	314	187	70	82	103	58	32
応札者割合 (③/②)	44.4%	47.0%	35.2%	37.1%	43.3%	43.9%	24.8%
落札者④	222	144	34	50	41	34	23
落札者の割合 (④/③)	70.7%	77.0%	48.6%	61.0%	39.8%	58.6%	71.9%
応札件数 (⑤)	27,254	10,909	2,228	4,621	600	3,570	1,810
平均応札件数 (⑤/③)	86.8	58.3	31.8	56.4	5.8	61.6	56.6
平均落札件数 (①/③)	4.4	2.4	1.7	2.0	0.4	3.0	3.0

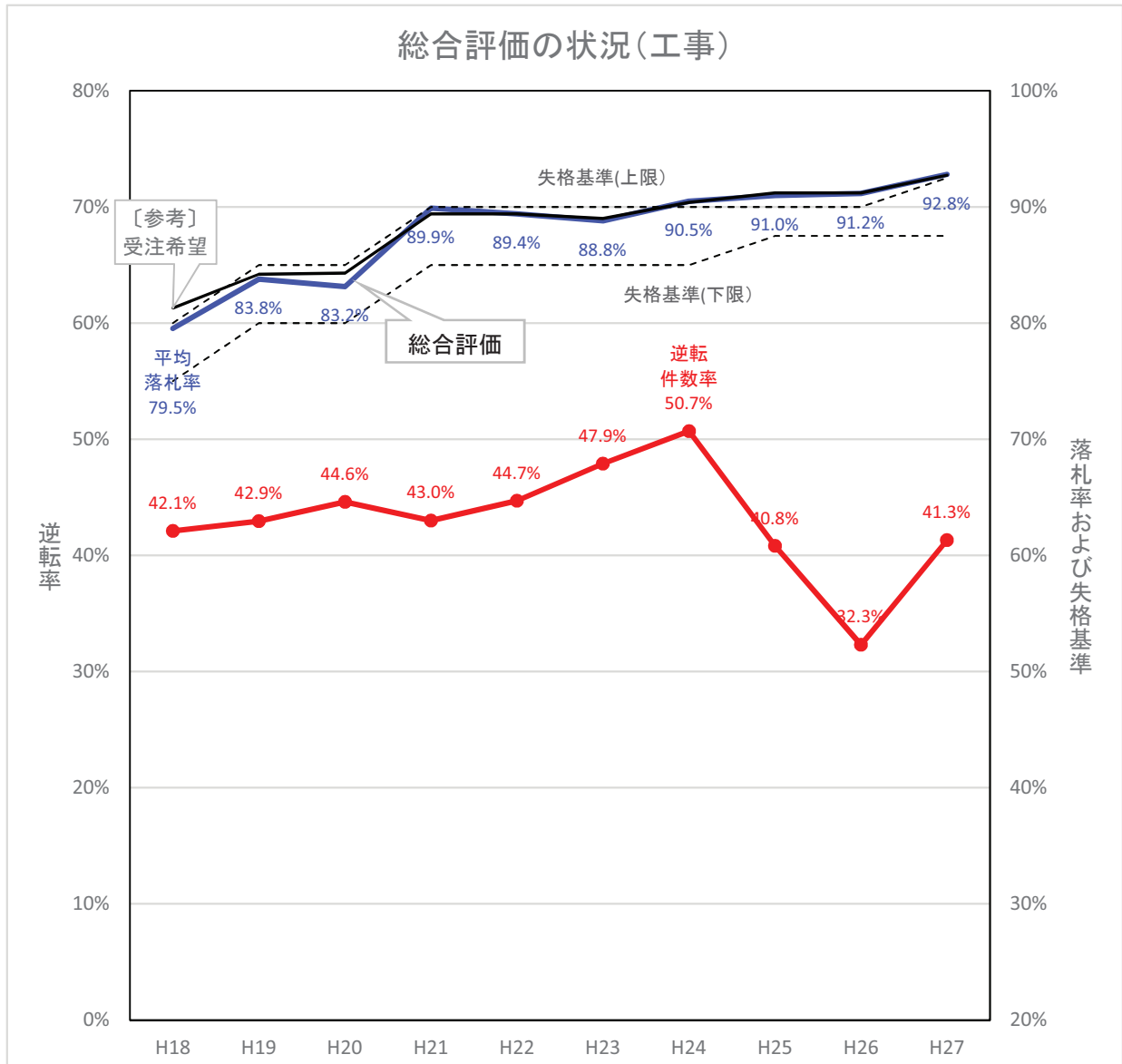
入札参加資格者数と応札者、落札者の割合



総合評価落札方式の実施状況

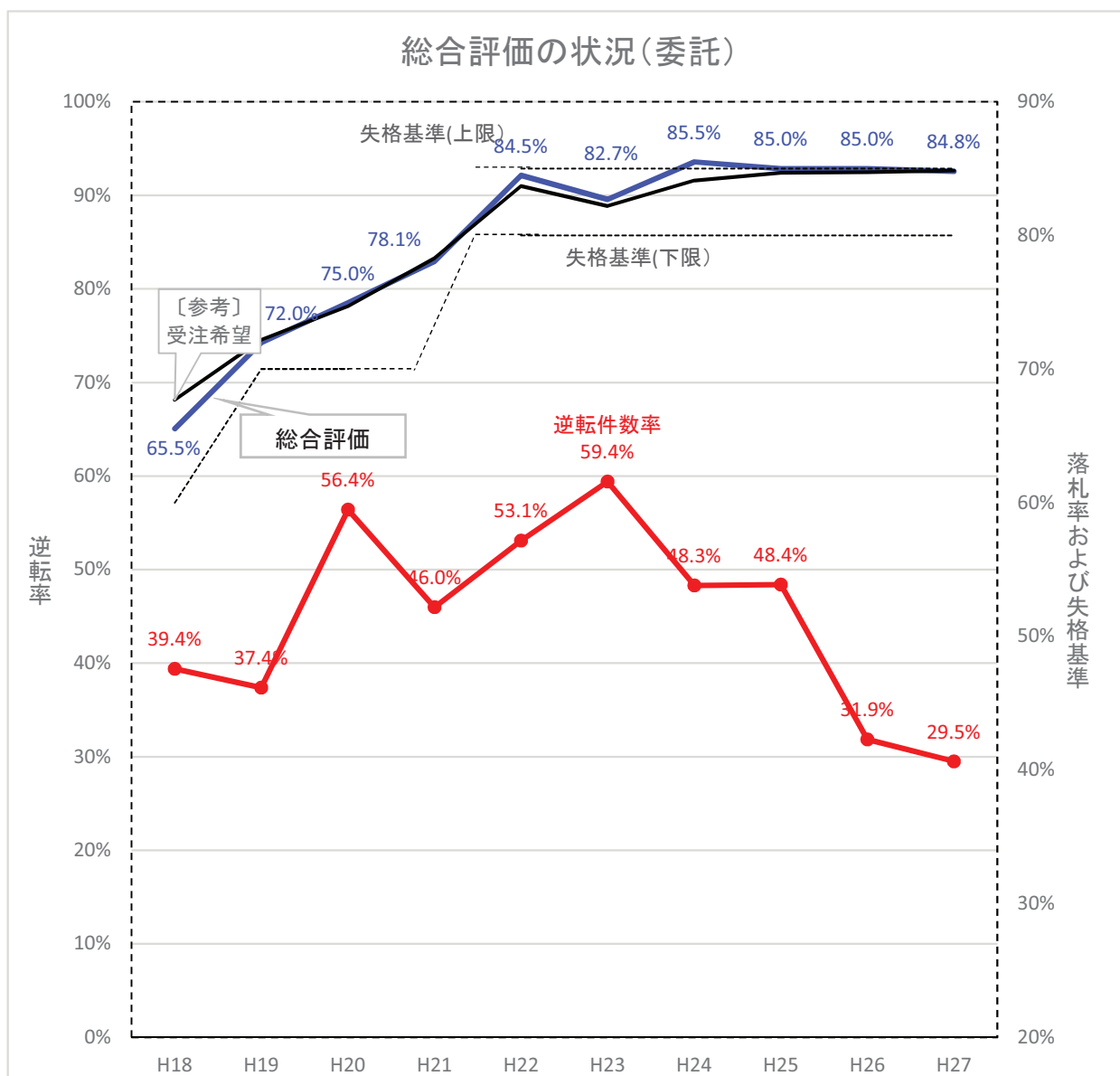
1 工事

区分	契約 (件)	平均 落札率	逆転した案件の集計	
			逆転 件数	逆転 件数率
H18	190	79.5%	80	42.1%
H19	489	83.8%	210	42.9%
H20	621	83.2%	277	44.6%
H21	807	89.9%	347	43.0%
H22	680	89.4%	304	44.7%
H23	605	88.8%	290	47.9%
H24	538	90.5%	273	50.7%
H25	468	91.0%	191	40.8%
H26	412	91.2%	133	32.3%
H27	387	92.8%	160	41.3%
H18~27	5,197	88.4%	2,265	43.6%



2 委託

区分	契約 (件)	平均 落札率 (%)	逆転した案件の集計	
			逆転 件数	逆転件数率
H18	33	65.5%	13	39.4%
H19	115	72.0%	43	37.4%
H20	234	75.0%	132	56.4%
H21	324	78.1%	149	46.0%
H22	354	84.5%	188	53.1%
H23	350	82.7%	208	59.4%
H24	172	85.5%	83	48.3%
H25	155	85.0%	75	48.4%
H26	226	85.0%	72	31.9%
H27	207	84.8%	61	29.5%
H18~27	2,170	81.5%	1,024	47.2%



総合評価落札方式の評価項目の見直しについて ①

[技術者要件]— (継続学習 CPD・学習単位保持者の配置)

1 現状と課題

建設工事、委託業務における一層の品質向上を図るため、継続教育（CPD 制度）学習単位保持者に対して、総合評価落札方式の評価項目である技術者要件「継続学習・学習単位保持者の配置」で評価・加点。（最大 0.75 点）

継続教育（CPD 制度）とは？

技術者が調査・設計、工事の種類に応じた学習（講習会参加等）を継続的に自己研鑽することにより、技術力の向上と、これによる公共工事成果物等の品質向上を目的とするもの。

学習単位数、履歴を建設・建築系・Jソサ外 CPD 協議会、学会等で証明。

[課題]

現状の CPD 学習単位の評価期間は、公告日以前 3 年間を対象としているため、企業・技術者は年間を通じて単位取得している状況にあり、大きな負担との意見。

2 見直しの内容

CPD 学習単位の評価対象期間を前年度の 1 年間とする。

併せて、評価対象期間の見直しに伴い、取得単位数を見直す。

		現 行		見直し内容	
評価対象期間		公告日以前3年間		公告日の前年度1年間	
評 価 点		0.75点	0.5点	0.75点	0.5点
工事 (主任技術者)	建設系CPD	60P以上	40P以上	20P以上	10P以上
	建築系CPD	30P以上	20P以上	12P以上	6P以上
委託 (管理技術者)	建設系CPD	120P以上	90P以上	40P以上	30P以上
	建築系CPD	30P以上	20P以上	12P以上	6P以上

3 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件に適用

(経過措置：平成 31 年 10 月迄は過去 3 年間の取得単位も評価の対象とする。)

総合評価落札方式の評価項目の見直しについて ②

[技術者要件]— (電子納品に関する有資格者の配置)

1 現 状

- ・ 建設工事、委託業務成果の電子納品^(※1)は、現在、総合評価落札方式を含む受注希望型競争入札の全案件で実施。
- ・ 品質の高い電子納品を推進するため、同仕様を正しく理解し、作成・確認・照査ができる電子納品資格者^(※2)の配置に対して、平成 20 年度から総合評価落札方式の評価項目である技術者要件「電子納品に関する有資格者の配置」で評価・加点。(0.5 点)
- ・ 電子納品資格者の県内登録者数は全国 1 位。
- ・ H27 年度総合評価落札方式において、電子納品資格者を配置した落札者は約 9 割と高い状況。

※1 電子納品とは？

調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を従来の紙ベースから電子データで納品するもの。業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることを目的とする。

※2 電子納品資格者とは？

◆CALS/EC エキスパート、インストラクター

CALS/EC は「公共事業支援統合情報システム」の略称で、電子納品全般の知識を有する技術者。資格者の普及により資格試験は平成 24 年度をもって終了。現在、評価の対象者は、同資格の更新者（既存取得者）。

◆SXF 技術者

電子納品の標準的なファイル形式：SXF 等の知識を有する技術者。資格試験は現在も継続しており、評価の対象者は、新規＋更新者（既存取得者）。

2 見直しの内容

総合評価落札方式において、電子納品資格者の配置を評価の対象としたこともあり、電子納品の推進と技術者育成という所期の目標を達成。
このことから、原則として、当該資格者の配置を評価の対象としない。
ただし、今後増加が見込まれる ICT^(※3) 技術等を活用する建設工事等においては、必要に応じて評価の対象とする。

※3 ICTとは？

「情報通信技術」の略称で、近年、建設現場の生産性向上を図るためドローン、3次元データ等の ICT 技術を活用した工事が増加。

3 実施時期

平成 29 年 4 月以降の公告案件に適用

総合評価落札方式における加点項目について

1 建設工事価格以外の評価項目（工事成績等簡易型の場合）

- ① 工 事 成 績 : 企業の持つ工事成績
- ② 工 事 実 績 : 企業の持つ同種工事の実績、優良工事表彰
- ③ 地 域 要 件 : 施工場所と営業所の所在地（同一市町村内等）
- ④ 社 会 貢 献 : 道路除雪契約、小規模補修当番等の登録
- ⑤ 技 術 者 要 件 : **配置（主任）技術者の資格**、工事成績、優良技術者表彰
- ⑥ 建設マナジメント : 労働福祉の取り組み（退職金共済制度等の加入）

【総合評価落札方式の評価項目について】

評価項目	必須 選択	算 定 基 準
点数範囲		4.5～20.0
工事成績	必須	3.0～7.0 過去2年間（5件未満は4年間）の平均点
工事実績	選択	1.0～2.25 ① 同種工事実績豊富である者（2.0点） 同種工事実績を有する者（1.0点） ② 過去3年間に県の優良技術者表彰又は国の優良工事表彰を受賞した者（0.25点）
地域要件	選択	1.0～2.5 ① 工事箇所と同一市町村内（2.0点） 工事箇所と同一10広域内（1.0点） ③ 鋼橋等で県内に製作工場を有する者（1.5点）※ ¹
社会貢献	選択	0.5～2.5 ① 長野県と除雪（除雪）契約を締結している者等（1.5点） 長野県と除雪（凍結防止剤散布）契約を締結、市町村と除雪契約している者等（1.0点） 長野県内市町村と除雪（凍結防止剤散布）契約している者等（0.5点） ② 社会貢献小規模補修当番への登録、又は小規模維持補修等に関する施工体制確認型契約を行っている者（0.5点） ③ 事箇所の災害現場に関する災害応急活動、又は発注機関管内で当該災害期間中に行った災害応急活動（1.0点） ④ 県との災害協定に基づく、被災調査などの緊急体制を整えている者（0.5点）
技術者要件	選択	0.5～3.75 ① 求める技術者（資格）の配置の有無により評価する（0.5～1.5点） ② 配置（主任）技術者の表彰履歴・過去の工事成績等により評価する（0～1.0点） ・過去5年間に国または長野県の優良技術者表彰を受賞した者の配置（1.0点） ・過去3年間で国または長野県発注の同種工事の成績点が82点以上を2件以上有する技術者配置（1.0点）、82点以上を1件有する技術者配置（0.75点）、78点以上を1件有する技術者配置（0.5点）
技術者要件	選択	③ 継続学習（CPD制度）学習単位保持者を評価する。 ・建設工事（建築工事を除く） 6020 単位以上（0.75点） 4010 単位以上 20 単位未満（0.5点） ・建築工事 3012 単位以上（0.75点） 206 単位以上 12 単位未満（0.5点） ※ 証明書の有効期間は 31 年とする ※ 災害復旧工事で3点配点を設定した案件では選択しない。 ④ 電子納品資格者の配置の有無（0.5点） → 加点対象の見直し
建設マネジメント	必須	-1.0～1.5 ① 労働福祉に力を入れる企業を経営事項審査 W1 点により評価する（1.5点）
	選択 試行	0.5 ② 建設工事において週休2日を確保する者（0.5点）